

くらしの安心情報

情報ファイル NO. 149

平成 26 年 12 月 10 日

動画サイトの登録料を請求され、コンビニの情報端末機を操作するよう指示を受けたのですが…。

◆相談内容◆

【相談者 20代 男性】

スマートフォンで動画サイトに接続し、年齢確認ボタンをタップしたところ突然登録となり、9万円の請求画面が表示されました。驚いて表示されている電話番号にかけると、登録料の支払を強要され、すぐにコンビニへ行き情報端末機の前で電話するよう言われました。どうすればよいのでしょうか…。

●対処方法●

これは、悪質なサイト業者が、電子マネー決済の仕組みを理解していない消費者から電子マネーを不正に取得しようとする手口です。消費者をコンビニの情報端末機に誘導し、電子マネーに関する数字を入力させて、レジで代金を支払わせます。電子マネーの中でもプリペイドカード(※)は匿名性が高く、誰が購入し利用したか分からないので、絶対に情報端末機で業者から指示された番号に入金(チャージ)したり、プリペイドカード番号を伝えたりしないよう注意しましょう。

- ・ 相談者には、この手口について説明し、そもそもサイト業者との契約が有効に成立しているとは言えないので、料金請求に応じず、業者に連絡をとらないよう助言しました。
- ・ 不安に思ったり、万一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。

(※)プリペイドカードとは、事前に価値(バリュー)をチャージすることで、商品やサービスの支払として利用できるもの。「サーバ型」のプリペイドカードは、カードそのものがなくても、カード番号だけで利用することができます。

詳細は、独立行政法人国民生活センターのHPをご覧ください。

HPアドレス <http://www.kokusen.go.jp/>

コンビニの情報端末機へ行ってください。



どうすればいいのかなあ…



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は… TEL:076-432-9233（消費生活相談） FAX:076-431-2631
076-433-3252（消費者金融・多重債務相談）
高岡支所 0766-25-2777（消費生活相談、消費者金融・多重債務相談）
FAX:0766-25-2890